

公の施設に係る指定管理者評価表

1 施設の概要

所管課	教育部 スポーツ振興課			
対象施設	施設名	大田原市屋内温水プール（フクシ・エンタープライズ大田原温水プール）		
	所在地	大田原市若草1-1480-1		
指定管理者	名称	株式会社フクシエンタープライズ		
	所在地	東京都江東区大島1-9-8		
指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日		年数	5年
選定方法	公募	評価実施年度	令和7年度	1年目

2 利用実績等

実績の内容（単位）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用人数	（人）	38,826				
	（ ）					
	（ ）					

3 収支の状況（対象年度の決算）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	前年比（％）
収入（円）							
	指定管理料	70,010,000					-
	利用料金	7,823,100					-
	自主事業	6,194,907					-
	その他	1,060					-
合計 A		84,029,067					-
備考 ※評価実施年度の「その他」の収入の主なもの		公衆電話使用料					
支出（円）							
	事業費	28,064,357					-
	管理費	9,665,871					-
	人件費	37,820,564					-
	自主事業	5,379,695					-
	その他	3,645,811					-
合計 B		84,576,298					-
収支状況（円） A－B		△ 547,231					
備考 ※評価実施年度の「その他」の支出の主なもの		租税公課					

4 所管課による評価

分類	評価項目	チェック項目		評価点
総則	業務従事者要件	■	業務執行体制（各業務、作業責任者等）が明確になっているか。	3
	報告書提出	■	事業報告書は不備なく提出されたか。	4
	意思疎通	■	市と指定管理者で十分な打合せを行い、業務を遂行しているか。	4
	各種管理記録等の整備保管	■	業務計画書・業務日誌・出納管理帳簿及び点検・修繕・事故等の記録を整備し、保管しているか。	4
	非常時、緊急時等の対応	■	対応マニュアル（連絡網含む）が整備、保管され、マニュアルに基づき措置を講じたか。	5
		■	トラブルやクレームに対して、適切に対応しているか。	
		■	事故等が発生した場合、報告書が提出されたか。	
収支状況	適正な収支状況	■	予算に対して適切な決算状況となっており、収入と支出のバランスが取れているか。	3
	事業コストの適切な見直し	■	支出の内容を振り返り、事業に支障が生じない範囲で経費の節減に努めているか。	3
	修繕費の適切な執行	■	協定で定められた修繕費については計画的に執行し、余剰金が生じた場合は市へ返還しているか。	4
建造物 保守管理	法定点検	□	法定点検は、内容、時期、資格者等法令基準に基づき実施されているか。	
		□	修理、更新が必要な場合等の報告を適切に行っているか。	
	修理	■	修繕工事は適切だったか。	4
設備・備品 保守管理	取扱説明書	■	機器等の取扱説明書が整備・保管されているか。	3
	法定点検及び定期点検	■	法定点検は、内容、時期、資格者等法令基準に基づき実施されているか。	4
		■	修理、更新が必要な場合等の報告を適切に行っているか。	
	修理	■	修繕工事は適切だったか。	3
外構施設 保守管理	保守点検	□	法定点検は、内容、時期、資格者等法令基準に基づき実施されているか。	
		□	修理、更新等が必要な場合の報告を適切に行っているか。	
	修理	■	修繕工事は適切だったか。	3
清掃業務	清掃	■	清掃は適切に行われているか。	4
警備業務	防犯及び防災	■	業務が仕様書や計画に基づいて実施されているか。	3
		■	マニュアルは作成されているか。	
		■	マスターキー等の管理は適切か。	
		■	管理システムの対応は適切か。	

施設利用案内	行事開催案内等	■	パンフレット等は整備されているか。	5	
		■	ホームページは見やすく、適宜更新されているか。		
		■	提案された事業は行われたか。		
	機器の管理	■	施設内の機器の操作研修を行う等、適切に管理できる体制の構築に努めているか。	3	
情報の管理	情報公開及び個人情報の保護	■	情報公開の取組及び個人情報の管理は適切に行われているか。	4	
その他	利用人数	■	施設利用人数計画目標人数を達成しているか。	2	
合計点数		点数	68 点	100点満点に換算した点数	72 点
		満点の点数	95 点		

(1) 各評価項目の評価点の基準

- 5点（協定、事業計画等に対して特に優れた項目）
- 4点（協定、事業計画等に対して優れた項目）
- 3点（協定、事業計画等を満たした管理の項目）
- 2点（協定、事業計画等の水準を満たしておらず、改善を要する項目）
- 1点（直ちに改善の指示を行うべき項目）
- 0点（以前の改善の指示に基づく改善がされていない項目）

(2) 合計点数（100点満点換算後）の評価基準

- 100点～81点（優良：特に優れた水準の施設管理を行っている。）
- 80点～61点（良：優れた水準の施設管理を行っている。）
- 60点～41点（標準：協定、事業計画等の内容を満たした施設管理を行っている。）
- 40点～21点（要改善：全体的に施設管理の水準を見直すべき状況。）
- 20点～ 0点（不適切：指定の取消し又は業務停止命令を検討すべき状況。）

(3) 各項目において1点又は0点の評価がある場合は、合計点数の評価基準にかかわらず、指定の取消し又は業務停止命令を行う場合がある。

(4) 指定管理者からの報告及び職員による立入調査に基づき、各項目のチェックを行うこと。

【管理・運営の成果、評価が低かった項目等、年度内の総括】

令和7年度の管理運営について、利用人数は計画目標人数に達していないものの、誠実かつ適正に執行されていると評価する。

また、老朽化によりプールの使用ができなくなった若草中学校の水泳の授業を請け負うなど、当初計画にはない市教委の緊急事態にも適切に対応いただいたことを評価する。

【指導助言及び改善の指示の内容】

市教委と連携し市内小中学校における水泳の授業を請け負うなど利用者増に向けた利用促進、多様化する利用者への適切で安全な対応に努めること。